

墓地・納骨堂の経営・管理の 8つのポイント



経営面

ポイント 1

墓地、納骨堂の経営者には、利用者を尊重した
高い倫理性が求められています

墓地、納骨堂の経営が利益追求の手段となり、利用者が犠牲になることがないように、墓地経営者には、いわば公共的サービスの提供者として、利用者の要望に責任をもって応えられる高い倫理性が求められています。

ポイント 2

経営・管理を行う**組織・責任体制**が明確にされている
必要があります

何か事が起こったときには誰が責任をとるのが明らかになっていることが重要です。具体的には経営責任者、管理者、事務責任者、会計責任者、施設維持責任者は誰であり、その職務範囲はどこまでかなどについて定めておくことが大切です。



ポイント 3

墓地、納骨堂の新規経営、変更については
計画段階での生活環境課との事前協議が必要です

事前相談なしに許可基準を満たした申請をすることは容易ではなく、計画段階から許可権者である生活環境課との間で相談・協議を開始することが不可欠です。



ポイント 4

納骨堂利用者の募集は許可を受けた後しかできません

許可されなかった場合に申込者が迷惑を被るだけでなく、そもそも無許可の墓地経営に当たる可能性があるため、納骨堂利用者の募集は墓地経営の許可を受けた後でなければなりません。

ポイント 5

墓地、納骨堂には**管理者を置く**必要があります

「墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。」※とされています。



管理面

ポイント 6



墓地、納骨堂に関する変更があった際は手続きが必要です

経営許可書、変更許可申請書に記載した事項に変更があった場合は速やかに許可申請書記載事項変更届を提出しなければなりません。

墓地・納骨堂の経営者は、墓地等の管理者を変更した場合は、管理者変更届を提出しなければなりません。

ポイント 7

墓地、納骨堂等の管理者は帳簿を備える必要があります

備える帳簿は以下のとおりです。

- ・墓地使用者等の住所及び氏名
- ・死亡者の本籍、住所、氏名、死亡者の性別、死亡年月日、埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の年月日
- ・改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係並びに改葬の場所及び年月日
- ・経営者の作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類※



ポイント 8

改葬等の手続きについて

(1) 墓地等の使用者から改葬の申し出があった際には、**管理者は改葬する死亡者の情報を確認した上で、埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面の作成が必要です。**

改葬許可申請書には、墓地又は納骨堂の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面を添付することとなっています。 ※

福岡市の改葬許可申請書の様式においては、申請書下部に現管理者の証明欄を設けているため、死亡者の情報を確認し、署名（証明）してください。



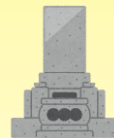
改葬許可申請について
←詳細はコチラ

(2) **無縁墳墓等の改葬の際には、官報への掲載や立札の掲示が必要です。**

無縁墳墓等（死亡者の縁故者がいない墳墓や納骨堂）に埋葬若しくは埋蔵又は収蔵された焼骨等を改葬する際には、①死亡者の縁故者等に対し一年以内に申し出るべき旨を官報に掲載し、かつ、②無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して公告し、③その期間中に墳墓等の使用者から申出がなかった旨を記載した書面等を作成し、④改葬許可申請書に必要書類を添付して申請する必要があります。 ※

(3) **分骨の際には、焼骨の所有者に埋蔵又は収蔵の事実を証する書類の交付をお願いします。**

墓地等の管理者は、他の墓地等に焼骨の分骨を埋蔵又は収蔵しようとする者から請求があったときは、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する書類を交付しなければならない ※と規則で定められています。



罰則

墓地、納骨堂を無許可で経営した際、法律に基づき**罰則**が適用される場合があります。

●中央区内のお問い合わせ先

中央区 地域整備部 生活環境課（環境衛生係）
〒810-8622 福岡市中央区大名2丁目5番31号
電話：092-718-1092 FAX：092-718-1079
E-mail：seikatsukankyo.CWO@city.fukuoka.lg.jp



中央区生活環境課ホームページ

●墓地埋葬法に関する市の所管部署：福岡市保健医療局 生活衛生部 生活衛生課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話：092-711-4273 FAX：092-733-5588
E-mail：seikatsueisei.PHB@city.fukuoka.lg.jp



福岡市墓地、埋葬等に関する法律施行細則

※参考：「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）」
「墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年7月13日厚生省令第24号）」
「福岡市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和47年4月1日規則第75号）」
「墓地経営・管理の指針等について（平成12年12月6日付け生衛発第1764号 厚生省生活衛生局長通知）」